

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(2) 新芦屋上地区

1 戸建住宅地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 自己の敷地内で処理し自家用のもの、表示面積の合計は1㎡以下とする。ただし、管理棟は除く。			
(2) 地色は低彩度のものとする。			

2 共同住宅地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、表示面積の合計は10㎡以下とする。			
(2) 周辺環境や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。			

3 老人ホーム地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 自家用のもので壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。また、表示面積の合計は10㎡以下とする。			
(2) 周辺や建物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。			